

# 第56 帝国議会（1929 年）における「国定教科書官給法案（衆法）」の審議過程

——昭和初期における小学校教科書の無償化の論点と議会制度の影響——

大島隆太郎

A study of the deliberative process of the bill of supplying the national textbooks by government at the 56th session of the Imperial Diet in 1929

Ryutaro OHSHIMA

In this paper, analyzing the deliberative process of the bill of supplying the national textbooks to elementary school students by government in 1929, I discuss the disputed points of the free distribution of the textbooks, and the influence of the prewar Diet system of Japan on the making process of educational policies at that time.

## 目次

1. 本論の課題
2. 帝国議会の制度
3. 「国定教科書官給法案」の帝国議会における審議過程
  - 3-1. 「国定教科書官給法案」の提出から第一読会までの議事取り扱い
  - 3-2. 衆議院本会議・第一読会（1929年3月18日）の議事内容
  - 3-3. 衆議院国定教科書官給法案委員会（1929年3月23日）の審議内容
  - 3-4. 衆議院本会議・第一読会（続会）および第二読会（1929年3月25日）の議事内容
  - 3-5. その後の展開
4. 考察と課題

## 1. 本論の課題

これまでに、筆者は理論的・歴史的な議論を通じて、日本における教科書制度の安定化において教科書価格の抑制が、制度設計上の重要な鍵を握ってきたことを論じてきた（大島 2018a、2018b）。また、この問題が、現行の義務教育教科書無償制の形成過程において重要な論点となっていたことは、先行研究においても古くから指摘されてきたところである（例えば、長田 1972、石田 2008）が、本論では、この問題が戦後だけのものではなく、戦前にも当てはまる問題であることを一事例を紹介することで指摘する。しかし、単に教科書制度上の問題として論じるだけでは、背後に存在する政策形成上の問題を無視することにもなるので、ここでは政策形成の制度に注目する形式をとって論を進めることにしたい。

すなわち、本論は、1929（昭和4）年の第56 帝国議会に提出された「国定教科書官給法案」について、その審議過程を分析することで、戦前における教育政策の決定過程の一事例からその問題点を検討し、

加えて、当時、教科書制度がどのような論点を有していたかを明らかにすることを目的としている。とりわけ、この法案は議員提出であったこと、そして「官給」とあるように、今日の表現で言えば、教科書の「無償給付制」を目指した、財政出動を伴う法案であった点が重要である。

ところで、戦前の教育法制が、戦後の法律主義と対比される勅令主義であったことは周知の通りである。勅令主義の持つ制度的な問題点は従来指摘されてきた点である<sup>1</sup>が、勅令主義であったのは、法律による場合に生じる議会の政治的影響力を教育政策より排除する目的からとされる。そして、これは、政府提出法案として議案が議会上に上程されないことを意味するので、政府（行政府）の政策案に対して議会による統制が効かないこと、同時に、議会（議員）の意見を当該の政策案に盛り込むことも不可能であることを意味している。

しかし、教育政策について議会の側から政府に対して、何らかの働きかけを行い、政策案を提示することが全く不可能であったかといえ、そうではない。確かに戦前の帝国議会の権能は、現行の国会に比して、帝国憲法により制限されていたことも事実である。けれども、請願を受理することは議会の権限として帝国憲法（第50条）により定められていた<sup>2</sup>し、後述の通り、実質的に議員が法案提出を行うことも認められていた。実際、こうした点に注目して教育政策と帝国議会の関係について論じた研究に本山編（1981）<sup>3</sup>が存在し、1909年の国定教科書の翻刻規則の改正に帝国議会が重要な役割を果たしたことが指摘されている（梶山1981（同書の第2章））。また、予算事項に関しては議会の協賛が必要であったため、少なくとも教育への財政支出に関しては、制度上、議会は何らかの働きができたと考えられる。事実、議員立法により1899（明治32）年に「小学校教育費国庫補助法」が成立している<sup>4</sup>。ところが、戦前において教育関係で議員立法として成立したのは、この法の他にはない<sup>5</sup>。このような点から考えても、「国定教科書官給法案」という戦前における財政出動を伴う教育法案の議員立法が、どのようなものであったのか、そして、それはいかなる要因で阻まれていたのか、を検討することには、戦前の教育政策形成過程を分

析する点でも意義が見出されるだろう。

加えて、本論で分析の対象とする法案は、教科書制度史を検討する上で、それ自体が興味深い。日本において、中央政府で最初に実現された教科書の無差別的な無償化政策は、戦後に制定される1951（昭和26）年の「昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」によるため、それ以前に法案レベルでの構想があったという時点で、本案は歴史的な観点から検討の対象となりうる。無論、中央レベルにおける教科書の無償化政策は、明治期に教科書が国定化される時期にも検討されていたため、戦前期にこうした具体的な動きがあること自体は必ずしも驚愕することではない。それでも、実際にこのような法案が議会で審議されていたということは、日本の教育政策史上重要な意味を持つだろう。加えて国定化の時期、また戦後に無償化を試みる際、さらにはその後にも、政府内のアクターとして財政当局たる大蔵省が常に無償化に反対している経緯（梶山1988、長田1972）があったことに鑑みると、この事例でもこのようなアクター間での対立が観察されるか否かは興味深い点である。そして、本案が議員立法であった点は、どのような論理で当時無償化を試みたのかという点でも関心を引くものである。こうした点から、本論では、第56帝国議会における「国定教科書官給法案」の審議過程を分析し、当時、教科書を巡っていかなる議論が交わされていたのかを論じる。

本論は以下、次のように構成する。次節では、本論の議論に必要な範囲について、帝国議会がいかなる制度であったのか、日本国憲法下の現行の国会制度との差異に言及しつつ簡単に論じる。3節では、「国定教科書官給法案」の帝国議会における審議過程を、議会の議事録により論じる。4節では、分析に関する考察を行うとともに、本章が有する課題を示す。

## 2. 帝国議会の制度

戦前の帝国議会に関する制度は、帝国憲法における規定（第3章帝国議会（第33条—54条）および第6章会計中の議会の権限に関する規定（第62条—72条））と議院法（明治22年法律2号）等によって設計されていた。ここではその運営等について先行研

## 第 56 帝国議会（1929 年）における「国定教科書官給法案（衆法）」の審議過程

究に基づき、本論の議論に必要な範囲で簡単に整理しておく。

帝国議会は衆議院、貴族院の 2 院で構成され、現在同様、両院の可決を以って議案は成立した。帝国議会の会議は、これも現在と同様に、常会、臨時会、特別会の 3 つの召集の種類があり、議会の招集、開会、閉会、停会、衆院解散の権限は帝国憲法 7 条に定める天皇の大権事項であった。帝国憲法 42 条に定める常会の 3 カ月は 90 日と解釈されていて、帝国憲法 64 条に定める予算審議の必要から常会は召集され（大山 2005 : 37）、多くの場合、毎年 12 月末頃から 3 月末にかけて開催された（古賀・桐原・奥村 2010 : 127-130）。会期終了後は、天皇の命による開会、閉会という制度上、閉会中の審査は原則としてなかった。常会の日数は憲法で規定されていたため数日以上的大幅な延長はなされず、臨時会は 2~10 日、特別会は 10~30 日で会期が決められていた（大山 2005 : 38）。

そして、現行の国会は委員会中心主義であるが、帝国議会は本会議中心主義で読会制を採用していた。法案審議は各院で形式上、三読会制をとり、次のような経過で審議された。まず、第一読会（法案の基本的内容の審議）では、議案の朗読（通例省略）、趣旨弁明（説明）、質疑、必要に応じて委員会付託が行われる。なお、委員会は会期ごと法案ごと<sup>6</sup>に設置されるが、政府提出法案（政法、今日の「閣法」に相当）の場合は、原則的に委員会を経ずに議決できない（議員法 28 条）ため基本的に委員会が開かれる一方、議員提出法案は委員会に付託されるか、委員会を経ずに本会議で審議されるか、廃案になる。このような委員会の審議を終了したものは本会議で委員長報告され、質疑、討論の後、第二読会を開催するかどうかの採決を行う。ここまでが第一読会で、委員長報告以降の過程を第一読会の続会といった。続く、第二読会（逐条審議と修正案作成）では、逐条審議を行うことが名目だが、委員会では詳細な審査を行っているため省略され、修正案の扱いが中心となり、修正案か原案かの決定がなされる。その後、第三読会で、これを院議として確定するかが議決される。なお、第三読会では修正動議を出すことは基本的にできなかった。このような三読会制の趣旨は、法律の重要性から一気に議決

することのないように会議を三段階に分け、相当の日時を置くことにあったとされる（大山 2005 : 38-39）。だが、実際には、このような手続きを厳正に取る場合は少なく、議員法第 27 条<sup>7</sup>の規定に従い読会を省略することも可能であったため、次第に、重要法案以外では正式な三読会制の手続きを取らなくなっていったとされる（同 39）。

そして、法案提出に関しては、帝国憲法 38 条<sup>8</sup>の規定により政府および両議院が法案提出権を有しており、各議院の所属議員は議員法および議院規則に従い、20 人以上の賛成を得て法案を提出できたが、厳密には、これは法案の「発議」であって憲法に規定する「提出」ではないと解された（古賀・桐原・奥村 2010 : 118）。このように、実際、議員による法案提出は認められていたものの、議員法 26 条 2 項の規定「議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス」により政府提出案件のある場合そちらを優先することとされていた。

帝国議会における議員提出法案の数は、古賀・桐原・奥村（2010）によれば、第 1 回帝国議会から第 92 回帝国議会までの貴族院と衆議院のそれぞれの提出法案の合計は、2977 件、成立件数は 280 件（成立率 9.4%）である。提出件数に比して、成立件数が少なかった理由については、「①会期が短く、政府案件の審議が優先されていたこと、②衆議院議員が発議した法案が衆議院を通過した場合に、貴族院において発議者たる衆議院議員が説明する仕組みがなかったこと」などを指摘する（古賀・桐原・奥村 2010 : 119-120）。ちなみに本論で取り扱う、第 56 帝国議会の法案成立状況をみると、政府提出案は 92 件提出に対し 65 件成立（成立率 70.7%）、貴族院提出案は 0 件、衆議院提出案は 91 件提出に対し 2 件成立（成立率 2.2%）であった。このように、合計では提出 183 件、成立 67 件（成立率 36.6%）となっているが、第 56 帝国議会への提出件数は、全 92 回の帝国議会の中でも第 2 位となる多さであった<sup>9</sup>（古賀・桐原・奥村 2010 : 127-130）。

以上が、帝国議会の制度に関する概要である。次節では、これを基に実際に「国定教科書官給法案」がどのような審議経過をたどったのか検討を行う。

### 3. 「国定教科書官給法案」の帝国議会における審議過程

#### 3-1. 「国定教科書官給法案」の提出から第一読会までの議事取り扱い

ここから、1929（昭和4）年に提出された「国定教科書官給法案」について論じていく。ここで提出された法案の全文は以下の通りで、本則2条・附則2項からなる極めて簡素なものであった<sup>10</sup>。なお、以下、議会議録からの引用につき、旧字体を新字体に改めた。

（提出原案）

国定教科書官給法案

国定教科書官給法

第一条 市町村立尋常小学校児童ノ要スル国定教科書ハ全部之ヲ官給スルモノトス

第二条 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市ト看做シ、町村組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共団体、其ノ組合又ハ小学校設置区域ハ之ヲ町村ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小学校ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小学校ト看做ス

附則

本法ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

以上が法案の全部であるが、この法案は樋口秀雄という人物が提出代表者であった。樋口秀雄（龍峽）（1875-1929）は、長野県出身の評論家・社会学者（東京帝国大学文科大学哲学科卒、同大学院にて社会学を専攻）としての顔を持つ政治家<sup>11</sup>で、1915（大正4）年の第12回衆議院議員選挙にて初当選、第16回総選挙（1928（昭和3）年）まで連続5期当選した<sup>12</sup>。政治家としての樋口は教育に関わる議案に多く関与していた。例えば、「樋口秀雄」で当時の議会の議事録についてデータベース検索<sup>13</sup>を行うと、樋口の名前の含まれる、教育関連の衆院に設置された委員会の数は1916（大正5）年から1929（昭和4）年までで19に及ぶ<sup>14</sup>。また、樋口自身は、1925（大正14）年

に「国定教科書ノ翻刻並ビニ販売ノ改善ニ関スル建議案」<sup>15</sup>を提出するなど、教科書に対して早い段階から政策的な活動をしていたことが分かる。そして、本案に関して、樋口の評伝である西野（1963：60）には「昭和四年の議会には病をおして登院し、多年主張していた教科書官給法案を通過させたが、その無理が一時よくなりかけていた病勢を再び昂進させ、昭和四年六月六日午前三時三十分心臓麻痺をおこし日暮里の自邸で急逝した」とあり、本案は文字通り樋口が命を懸けて実現を目指したものであったと考えられる。こうした人物が本法案の提出者であった。

さて、上記の法案が提出されたのは1929年2月23日であったが、次項で論じる通り、衆議院本会議で審議入りし、第一読会が開催されるのは3月18日のことである。しかし、この間の、2月28日から3月16日までの計12回の本会議にも議案として上程はされていた。そこで、本項では、審議入りするまでの法案の扱いを論じる。

次に示す表1は、1929年2月28日から3月18日までの衆議院本会議に上程された日程について、種別にまとめたものである。表のうち、第3列の「前回との重複」とは政府提出案件中、すでに前回の本会議に上程されたものと同一の議案の数を指し、第5列の「前回との重複」は議員提出案件中の同様のものを指す。したがって、提出案件の数値から前回との重複の数値を差し引いたものが、その日の新規上程件数である。3月11日から14日にかけては重要案件の審議で審議が停滞しているため全体に数値の増減はないものの、政府提出案件が規定により優先され、議員提出案件の審議があまり進んでいない点はこの表からも明らかである。

## 第 56 帝国議会（1929 年）における「国定教科書官給法案（衆法）」の審議過程

表 1：昭和 4 年 2 月 28 日～3 月 18 日における衆議院  
本会議の日程数（緊急上程を除く）（国立国会図書館  
「帝国議会会議録検索システム」により作成）

日付	政府提出案件	前回との重複 (政府)	議員提出案件	前回との重複 (議員)	総議案数
2.28	12	-	29	-	41
3.2	28	1	29	26	57
3.5	21	12	29	26	50
3.6	3	3	27	27	30
3.7	0	0	24	24	24
3.9	24	0	29	29	53
3.11	24	24	29	29	53
3.12	24	24	29	29	53
3.13	24	24	29	29	53
3.14	29	22	30	28	59
3.15	27	25	30	30	57
3.16	15	10	30	30	45
3.18	0	0	30	29	30

一層如実である。例えば、3 月 2 日の日程第 1-4 の特許法中改正法律案、実用新案法中改正法律案、意匠法中改正法律案、商標法中改正法律案は、この日第一読会が開かれ、委員会に付託される<sup>17</sup>が、3 月 9 日には日程第 16-19 として第一読会の続（委員長報告）が上程されている。そして、3 月 15 日に、第一読会の続会が開かれ、続けて第二読会（第三読会省略）で可決し、貴族院に送付された<sup>18</sup>。最終的には、3 月 23 日に貴族院本会議で可決され、4 法案はそれぞれ昭和 4 年法律 47 号から 50 号として成立する<sup>19</sup>。2 月 28 日に第一読会が上程されて以来、この時点では未だ審議入りしていない「官給法案」と比較すれば、この違いは歴然である。

次に、紙幅の問題もあるので、最初の 2 日間に注目し、両日の日程を示したものが表 2 である。2 月 28 日の本会議には、全部で 41 の案件が上程され、このうち、第 1 から第 12 が政府提出（12 件）、第 13 以降が議員提出（29 件）、「官給法案」は 29 件中 26 番目の第 38 であった。この 26 番目というのは、議員提出かつ第一読会のものの中では最後の議案で、この後の 3 件は第一読会の続会の予定であった。しかし、実際にこの日審議が行われたのは、政府提出は 12 件中 11 件である一方、議員提出は第一読会の続会であった 3 件のみであった。このようになったのは、日程の第 11 と第 39～41 は同一の委員会に付託されたため一括審議となり、この審議の直後に、日程外の「肥料管理法案」「肥料管理特別会計法案」（いずれも政法）の審議（第一読会）を行う緊急動議が出され、この両案の審議を以って散会となったことによる<sup>16</sup>。

次の 3 月 2 日は、全部で 57 件が上程され、第 1 から第 28 までの 28 件が政府提出、残りが議員提出で、「官給法案」は 29 件中 26 番目の第 54 で、前回同様、後の 3 件は第一読会の続会であった。さらに 3 月 2 日の議案の内容を、2 月 28 日のものと比較すると、政府提出案件は重複しているものが 1 つのみ、すなわち、3 月 2 日に上程された議案のうち 27 件は新たに上程されたものである一方、議員提出案件は 29 件中 26 件までが重複している。

このように政府提出案件が優先されているが、この様子は同時期に提出された政府案件をみればより

表2：昭和4年2月28日・3月2日の衆議院本会議の議事日程（国立国会図書館「帝国議会議録検索システム」により作成）

昭和4年2月28日				昭和4年3月2日			
日種	件名	提出者	続否	日種	件名	提出者	続否
1	關稅定率法中改正法律案	政府	1	1	特許法中改正法律案	政府	1
	大正九年法律第五十三號中改正法律案（關稅法等の朝鮮に於ける特例に関する件）	政府	1	2	實用新案法中改正法律案	政府	1
2	右各案の審査を付託すへき委員の選舉	政府		3	警匪法中改正法律案	政府	1
3	右各案の審査を付託すへき委員の選舉	政府		4	商標法中改正法律案	政府	1
4	科償安定融資補償法案	政府	1の続	5	右各案の審査を付託すへき委員の選舉	政府	
5	大正十一年法律第三十二號中改正法律案（統計資料實地調査に関する件）	政府	1の続	6	地方鐵道法中改正法律案	政府	1
6	朝鮮朝鮮生命保險特別會計法律案	政府	1の続	7	軌道法中改正法律案	政府	1
7	朝鮮朝鮮生命保險の事務に関する郵便物に関する法律案	政府	1の続	8	非訟事件手續法中改正法律案	政府	1
8	國家保存法案	政府	1の続	9	右各案の審査を付託すへき委員の選舉	政府	
9	家畜保險法案	政府	1の続	10	陪審法中改正法律案	政府	1
10	家畜再保險特別會計法案	政府	1の続	11	右議院の審査を付託すへき委員の選舉	政府	
11	會計検査院法中改正法律案	政府	1の続	12	酒造組合法中改正法律案	政府	1
12	同盟及聯合會と獨逸國及其の同盟國との戰爭に因り損害を被りたる帝國臣民の追加救恤に関する法律案	政府	1の続	13	右議院の審査を付託すへき委員の選舉	政府	
				14	自作農創設補助助成資金特別會計法案	政府	1
				15	右議院の審査を付託すへき委員の選舉	政府	
				16	船舶職員法中改正法律案	政府	1
				17	右議院の審査を付託すへき委員の選舉	政府	
				18	同盟及聯合會と獨逸國及其の同盟國との戰爭に因り損害を被りたる帝國臣民の追加救恤に関する法律案	政府	1の続
				19	臺灣事業公債法中改正法律案	政府	1の続
				20	製糖所特別會計に於て大藏省預金部の横濱正金銀行に對する債權の譲渡を受くることに關する法律案	政府	1の続
				21	府縣制中改正法律案	政府	1の続
				22	市制中改正法律案	政府	1の続
				23	町村制中改正法律案	政府	1の続
				24	北海道會法中改正法律案	政府	1の続
				25	北海道地方費法中改正法律案	政府	1の続
				26	登錄稅法中改正法律案	政府	1の続
				27	北海道鐵道株式會社所屬鐵道外十三鐵道等買収の爲公債發行に關する法律案	政府	1の続
				28	昭和三年勅令第三百二十九號（治安維持法中改正の件）（承籍を求むる件）	政府	
13	癩兵優遇に關する法律案	議員	1	29	癩兵優遇に關する法律案	議員	1
14	衛生組合法案（大星廣次郎君外八名提出）	議員	1	30	衛生組合法案（大星廣次郎君外八名提出）	議員	1
15	衛生組合法案（田崎信康君外四名提出）	議員	1	31	衛生組合法案（田崎信康君外四名提出）	議員	1
16	傳染病預防法中改正法律案	議員	1	32	傳染病預防法中改正法律案	議員	1
17	衆議院議員選舉法中改正法律案（二見甚吾君外一名提出）	議員	1	33	衆議院議員選舉法中改正法律案（二見甚吾君外一名提出）	議員	1
18	京終賣典特給與米價に關する法律案	議員	1	34	京終賣典特給與米價に關する法律案	議員	1
19	質屋取締法中改正法律案	議員	1	35	質屋取締法中改正法律案	議員	1
20	古物商取締法中改正法律案	議員	1	36	古物商取締法中改正法律案	議員	1
21	刑法中改正法律案	議員	1	37	刑法中改正法律案	議員	1
22	借家法中改正法律案	議員	1	38	借家法中改正法律案	議員	1
23	恩給法中改正法律案	議員	1	39	恩給法中改正法律案	議員	1
24	市制中改正法律案（赤尾藤吉郎君提出）	議員	1	40	市制中改正法律案（赤尾藤吉郎君提出）	議員	1
25	町村制中改正法律案（赤尾藤吉郎君提出）	議員	1	41	町村制中改正法律案（赤尾藤吉郎君提出）	議員	1
26	道路法中改正法律案	議員	1	42	道路法中改正法律案	議員	1
27	町村有建物火災保險相互組合法案	議員	1	43	町村有建物火災保險相互組合法案	議員	1
28	達洋漁業獎勵法中改正法律案	議員	1	44	達洋漁業獎勵法中改正法律案	議員	1
29	達警罪即決例中改正法律案	議員	1	45	達警罪即決例中改正法律案	議員	1
30	工墾法中改正法律案	議員	1	46	工墾法中改正法律案	議員	1
31	芽籠組合法案	議員	1	47	芽籠組合法案	議員	1
32	刑の執行又は拘留に因る補償に關する法律案	議員	1	48	刑の執行又は拘留に因る補償に關する法律案	議員	1
33	陪審法中改正法律案	議員	1	49	陪審法中改正法律案	議員	1
34	衆議院議員選舉法中改正法律案（小久江英代吉君外四名提出）	議員	1	50	衆議院議員選舉法中改正法律案（小久江英代吉君外四名提出）	議員	1
35	衆議院議員選舉變更に關する法律案	議員	1	51	衆議院議員選舉變更に關する法律案	議員	1
36	牧野法案	議員	1	52	牧野法案	議員	1
37	健康保險法中改正法律案	議員	1	53	健康保險法中改正法律案	議員	1
38	國定教科書官給法案	議員	1	54	國定教科書官給法案	議員	1
39	會計検査院法中改正法律案（千原三郎君提出）	議員	1の続	55	未成年者飲酒禁止法中改正法律案（葛島二郎君外六名提出）	議員	1の続
40	恩給法中改正法律案（神前高藏君外五名提出）	議員	1の続	56	未成年者飲酒禁止法中改正法律案（田中兼道君外六名提出）	議員	1の続
41	恩給法中改正法律案（木下成太郎君外七名提出）	議員	1の続	57	六大都市に關する法律案（鈴木吉之助君外十三名提出）	議員	1の続

### 3-2. 衆議院本会議・第一読会（1929 年 3 月 18 日）の議事内容<sup>20</sup>

前項で論じた通りの経緯をたどり、この法案の第一読会は 3 月 18 日の日程第 19 として開催された。第一読会では、はじめに議長から提出者の樋口秀雄に対し、趣旨説明が許可される。ここで、樋口は以下の発言を行う。

この法案は簡潔だが、「全国八百十三万ノ義務教育ノ児童ニ関シ、其ノ背後ニ於キマシテハ普選以来吾々ガ頼ッテオリマス所ノ選挙民ニ関スル」極めて重大な問題である。この案の趣旨は従来教科書は各児童が購入していたが、「僅カニ平均七十六銭デアリナガラ、是ガ買ヘナイ為ニ八百万人ノ児童中約六万六千人」が「就学スルコトガ出来ナイ」。従来の日本の教育界では「教員俸給ノ国庫負担ハ随分カヲ尽シテ居リマス、併シ教育ノ機会均等ノ原則ニ従ヒマシタ学用品ノ給与ト云フコトハ未ダ其緒ニ就イテ居ラナイ、欧州大戦以後各国ノ状態ヲ見マシテモ、何レモ学用品ノ給与ニ依テ大ニ民主的教育ヲ勃興セシメ、一面ニ於テハ国民教育ヲ充実シ、他ノ一面ニ於キマシテハ此教育ノ機会均等ノ原則ヲ完全ナラシメル」。論点として「一律ニ教科書ヲヤルトナルト、貧民ノ子弟ハソレデ宜イカモシレヌケレドモ、中産以上ノ者ノ子弟ニヤル必要ハナイデハナイカト云フ」議論が起こっているが、これは誤った考えである。「約五百八十万円ノ金ヲ要スル、其ノ財源ヲ負担」するのは、無産階級も間接税により負担はするが、主としては有産階級であるので、「有産階級ノ子弟ニ対シテモ、一般無産階級ノ子弟ト同様に給与スル」ことは決して不公平ではないと信じている。また別の議論は「此ノ六百万円カラノ金ヲ要スル問題ヲ此財政窮乏ノ際ニヤルノハドウカ」「貧民ニハヤッテ、有産階級ノ方ハヤメルト云フ方法ヲ採レバ、経費ガ助カルガドウダラウカ」という意見で、これもごもつともであるが、「併シ僅カニ一人平均七十六銭ノ教科書ニ付テ甲乙ヲ設ケマシテ、アレハ有産階級ノ子弟デアルカラヤラス、アレハ貧民ノ子弟ダカラ貰フト云フヤウナ観念ヲ、最モ人格ノ基礎ノ出来始メル当時ニ於テ此義務教育ノ子供ニ吹込ムト云フコトハ、」「階級観念ヲ児童ノ頭ニ吹込ムモノトシテ」絶対に反対すべきものと信じる。「此財源ニ付キマシテ、此財源ガナイト

仰」るが「是ハ昨年ノ六月私未ダ民政党ニ居ッタ時ニ、政務調査会ニ於テ之ヲ提出シ、非常ニ御賛成ニナッテ、成案ヲ作レト云フ御命令ヲ受ケタ俛デ、事件ガ起ッテ私ハ御別レシタ次第デアリマス<sup>21</sup>、斯クノ如キ有様デアリマスルカラ、ドウゾ此法案ニハ党派ヲ超越シテ、何卒諸君ニ御尽力願ヒタイ」。「附則ニハ、昭和五年四月一日ヨリ実行スル」とあるが「是ガ余程財政当局者ノ苦衷ヲ慮リマシテ、按配ノ出来ルヤウニ致シタノデアリマス、昭和五年四月一日カラ這入ル者カラ始メテ、年々ヤッテ行キマスルト」第 1 年目に 48 万 6000 円、第 2 年目に 56 万 8000 円、第 3 年目に 86 万円となるので「其位ノ財政ノ遺繰ガ、地租委譲スラオヤリニナルヤウナ大政治家ノ下ニ、之ヲ要求シテ不合理ハナイト信ジマスルカラ」、児童のため、将来の第二の国民のため、有権者のために、1 日も早く満場一致を以て通過するようご尽力願う。

この趣旨説明の直後に、原惣兵衛が「本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス」と発言し、議長が「原君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍ッテ動議ノ如ク決シマシタ」と述べる。このように委員会付託が決せられ、この件に関する最初の議論は終了した。

### 3-3. 衆議院国定教科書官給法案委員会（1929 年 3 月 23 日）の審議内容<sup>22</sup>

次に委員会における法案審議の模様をみる。

委員会開始後、最初に倉元要一が「国定教科書ヲ官給セラルルト云フコトハ、義務教育ノ本質ニ鑑ミマシテ、私共尤モナルコトデアルト思ッテ居ル」が「心配ノ点ハ財政トノ関係」であるとして、まず児童の人数と各学年の教科書価格、1 年間の経常費の事実を問い、安藤（文部参与官<sup>24</sup>）が答える。その上で、倉本は①現在、政府は貧困児童に対して教科書を官給していると思うが、一般に官給になった場合には、それに代わる「給助」の方針を立てているか、②政府の義務教育費の方針は、小学校教員給の半額を目処としてやっていくことになっているが、教科書を官給する場合にはその額 580 万円を義務教育費から差し引くのか、それとも義務教育費は教員の俸給の半額を目処とするとして変更しないのか、と尋ねる。特に②については、「官給スル費用」ヲ、他ノ方面ノ生産事

業ニデモ使ツタラドウカ、国家ノの最モ緊急トスル事業ノ方ヘ廻シテ使ヘバ有利ニ使ヘル」という考えからの発言である。これに対し、安藤は、①貧困児童に対しては貧困の程度に応じて、学用品だけを供給するものから衣食まで提供するものまでであるので、学用品だけの供給ではない、②官給の費用を義務教育費に組み入れるかどうかは、この法案が議員から本会議に提出されたものであるから、これについての方針はこの法案が可決、両院を通過した場合に考究すべきものであって、今は考えていない、と答える。次に、倉元は大蔵当局に対し、会期切迫であるが幸い両院を通過した場合に、財政当局として実施するだけの財政的余裕を見いだせるかを尋ねる。これに対し、山口（大蔵参与官）は、もし通過した場合には第2予備金から出す他ないが、第2予備金は800万円で、そこから600万円を出すことは到底実際問題出来ない。剰余金支出にすることも今の財政状態に於いては出来ず、国庫負担でこれを実際に行うことはなかなか困難だが、「此御趣旨ハ洵ニ御尤モナコトデアリマスカラシテ、十分ニ研究致シタイ」と述べる<sup>25</sup>。さらに、倉元は、文部当局に対し、実施の方法、すなわち現在の書肆にやらせるのか、政府が印刷所を持って製本・配本全てをやるのか、と問う。これに対し、安藤は、この法案は教育の機会均等の趣旨によるもので、また、国民教育・義務教育の立場から考えても非常に良いことで、趣意においては政府は賛成するが、財政を考慮しなければならず、法案が両院を通過した場合、どのような方法をとるかは今後考えなければならない問題である。ちょうど現在、設けてある教科書制度調査会において、現在の制度を継続するかどうかを含め検討中で、結論には達しておらず、法案が通過した場合は、根本的に実施方法を研究する必要があると考えている、と答える。この回答を受け、倉元は、官業というものは総じて民間のものより2、3割高く、財政が膨張していつ今日行政整理というものは未だ嘗て根本的には行われていないため、そこにさらに官業が一つ増加するようなことは余程考えものであると述べて、質問を終わる。

次に、栗原が、はじめに、国定教科書の内容について、読本の中に忠孝のような点は相当配慮されているが「性道德涵養ニ関スル御方針ハドウ云フモノデ

アリマスカ」と尋ね、栗原と安藤の間で国民道德と性道德をめぐるやりとりがしばらくなされる。その後、法案に関連する内容として、全国の各市町村で貧窮児童に対する補助にどのくらいの経費が計上されているか尋ねるが、安藤は数字を持参していないので、次の委員会までに調べると述べて終わる。

続けて山下が、日本書籍、東京書籍、大阪書籍の発行3社と共同販売所が多大な利益を得ているが、官給にし、政府でこれをやるとなれば、利益の半分以上は政府の得になるのだから、政府の負担は500万円以下になるであろうと思うが、これら4社はどれほどの利益を得ているのか、と尋ねる。これに対し、安藤は、製造3社の株主配当等をもって答え、山下は、4社は株主配当以外の方法によって分配もしているし、積立もできているであろうと考えられるので、政府から製造・販売を行えば、非常に負担は減ってくるだろうと応じる。さらに、学齢に達していながら不就学者がどれくらいで、官給した場合には、どれだけ学校に行く者があるか、とこれらの救済の必要性から尋ねるが、政府委員が回答する前に、倉元が、先程伺い忘れたとして義務教育が延長されて8年になった場合は、先ほどの額の3分の1の増加を見込めば良いかと聞き、これに対し、安藤がよく当たって見ないからわからないが、3分の1より少し多いくらいの見当であると答える。さらに、倉元が高等小学校は制度上、2年制も3年制も可能だが、それらの割合はどうなっているかを尋ね、安藤は、3年制を採る学校は全国に100校程度で残りは2年制であると答える。

ここで倉元が質疑は尽きたとし、午前に1回採決し、民政党は党議の方針があるとかいう話であるから午後にもう一度採決するという議事運営の方向性を確認する。続いて、矢野委員長代理が、提案者（樋口）からの伝言として、初年度は1学年のみの支給のみであるから40万円程度で済む点を参考に願いたいという旨を伝え、さらに高橋委員の質問は午後で良いか確認する。しかし、午後1時から速記が回らないということで、高橋が質問を始める。

高橋は、法案に賛成の意思を持っているとした上で、国家財政の点から見たときに、教科書の製造・販売の系統は一般の出版業と異なるため、計算したところによれば価格が高くなると思われる。教科書は

## 第 56 帝国議会（1929 年）における「国定教科書官給法案（衆法）」の審議過程

誰もが購入する必要があるから社会政策の見地から提案者はこの法案を提出したものと考えるが、文部省は価格に対してどういう見解を持っているか、と尋ねる。安藤は、紙の値上がりに応じて臨時定価として値上げを行ったこともあるが、物価が下がってきたので、今後も段々と引き下げて行きたいと述べるが、高橋は、時価との開きが大きいことを問題視し、表 3 の通りの原価計算ができることを示して、文部省は調査しているかと迫る。

表 3：高橋委員の計算する原価（衆議院国定教科書官給法案委員会議録 6 頁から作成）

	昭和3年の定価 (銭)	高橋の計算する 原価 (銭)
1年修身	5.0	2.6
唱歌	8.0	3.6
2年国語読本 巻3	10.0	5.91
2年書き方手本	5.0	1.79
3年算術	9.0	4.64
5年小学国史 上	17.0	9.63
5年地理書	18.0	10.3
5年地理書ノ附図	25.0	12.0

これに対して、安藤は、臨時定価の引き下げは全てに割り当てるものではないので、種類によって大変安くできるものとそうでないものがある、また、印刷原価から言うともう少し安く 380 万円くらいになるが、定価には、事務費や全国への配給費も含まれると答える。しかし、高橋は納得せず、極端に価格差があることを例に追及を続ける。安藤は、文部省ではそう見ているが、文部省の調査も中まで立入って調べる訳にはいかない。厳重に調べるならば、会計士を雇うなど色々な方法を取らなければならないことになる。現在、文部省では、昨年来教科書制度の調査会を設けて、現行制度を維持するか、もっと良い制度に改めるか研究をしていると述べる。これを受け、高橋は、現在の販売制度は共同販売所が独占的にやっているから、社会政策という立場とは逆の現象を現している。自由競争のような形で、支給方法に関する制度を設

けたならば、相当安く支給できるのではないかと問う。安藤は、自由競争が悪いとは言わないが、かつてのいわゆる教科書事件（1902 年の教科書疑獄事件）などの失敗に鑑みて余程考慮しなければならない。結論に達しておらず責任を負って具体的には言えないが、現在文部省が考えている案には、共同販売所と製造会社を合併させて印刷から販売まで兼営させる案、翻刻印刷は今の書籍会社にやらせて販売・配給は政府がやる案、国家自ら翻刻印刷製本配給まで行う純国営の案、制限を設けて弊害が生じないようにした上で競争的自由営業を行わせる案の 4 案があるという。これに対し、高橋は、4 案を検討するに当たっての、かつて印刷工場を持っていたものの参考意見として、印刷と製本を兼営する出版業社は、すでにやるべき仕事が決まっています、能率を上げずとも、価格を安くせずとも、職工は安心して働けるために、能率も上がらず、原価も高くつくため、必ず失敗する。印刷工場と製本工場が自由競争するような制度で行う方が安くできる、と述べる。そして、これに続けて、自らの調査によると「現在貧困児童救護規定ト云ウヤナモノヲ各府県ガ作ッテ」いて、市町村が「保護者会」というようなものを作っており、「是ハ教科書ダケデナク、一切ノ学用品ヲ支給シテ居ル数字ガ挙ッテ」いる。埼玉県の場合、県下 20 万の児童のうち、6000 人程に「貧困児童ノ奨励支給」を行い、「保護者会」の方で約 2000 人程やっているの、計 8000 人程がすでに支給されている。法案には賛成するが、すぐに 600 万円を政府が計上して実施することは困難である、委員長から最初の年は 40 万円で済むという話もあったが、自分のこうした計算からいえばもう少し安くなる。そうして教科書を官給することを促進させたい意見を持っているので、経費は控えめに見積もって、原価を安くすることに配慮し、実際の計算をする上では、案外貧困児童救護規定、保護者会の支給が実際相当行われているから、総体の額では割合数字が低く済むのではないかと考えて参考に述べた。要するに、教科書の問題は、現行制度では特定の人に定まっている関係から特定の人だけが暴利を貪っていると思う。教科書は貧富にかかわらず購入しなければならない品物であるから、なるべく安くするよう配慮願いたい。なお、先ほど述べた数字は、営業費

等を相当加算しているのでは、加算漏れがあったとしても僅かなもので、そう増えるものではない、などと述べ、最後に「此案ハ私共平常思ッテ居ッタコトガ、玆ニ提出者カラ提出サレタノデ、私個人トシテハ喜ンデ居ルノデアリマス、今申上ゲルヤウナ次第デ成ベク安ク拵ヘルコトニ相当御心配ヲ願フ」と言って終わる。この発言に対し、安藤が、埼玉県には保護者会というものがあるから貧困児童に対して学用品教科書等を支給しているから実際この法案が成立して、実行する場合には、そんなに金はかからない、そう云うものでやっているから官給はしないでよいという考えか、と確認を行うと、高橋は、そうではない、官給することになれば、これは取り消されることになる、このために金額が減るということは間違っているから取り消す、と発言する。

以上で全ての質問が終了した。次に、倉元が、採決の前に、第1条中の「小学校児童ノ要スル」の「ノ」を「ニ」に変更、「スルモノトス」の「ルモノトス」の削除、第2条各項の「本法ノ適用ニ付テハ」をそれぞれ削除し、希望条項として「本法案ハ義務教育ノ本質ニ鑑ミ又一面社会政策上ノ見地ニ於テ時運ニ適応セル最必要トスル法案ト信スル故ニ万一会期切迫セル為審議ノ余裕ナク両院ヲ通過セサル場合ハ次期帝国議会ニ政府案トシテ本案ヲ提出セラレムコトヲ切望ス」を付加することを提案する。続いて、栗原が「本案ノ大体ノ目的ハ私共ノ属シテ居ル政党ガ掲ゲテ居ル所ノ、教育ノ機会均等ノ政策ニ大体ニ於テ一致スルモノデアリマシテ、私共本案ニ対シテハ反対スル者デナク、寧ろ賛成ノ意ヲ表シタイ」が「私共ノ方ハ此案ニ付テハ未ダ代議士会ノ議ニ付サレテイナイ」ので「党ヲ代表シテ」「賛成スルコトノ出来ナイコトヲ」「遺憾」とし、「賛否ノ意見ヲ留保」すると発言する。この後、矢野委員長代理が倉元の修正と希望条項を加えた案に対する賛成者の起立を求め、修正案、および希望条項の付加が賛成多数で可決され、散会となった。

### 3-4. 衆議院本会議・第一読会（続会）および第二読会（1929年3月25日）の議事内容<sup>26</sup>

この日は第56帝国議会の最終日で、衆院本会議は議事日程として、353の法案・建議案・決議案のほか

201の請願、10の質問を抱えていた。このうち「国定教科書官給法案」は日程第6の議案であった<sup>27</sup>。同法案は、はじめに第一読会の続きとして委員長報告が行われた。矢野晋也（委員長代理）が登壇し、委員会において上述の通り修正されたことと、希望条項を付加すること<sup>28</sup>、そして民政党委員は賛否を留保したものの多数を以て可決したことを報告した。これに続いて、佐藤與一より通告のあった質疑が行われるが、佐藤の発言は「委員長ノ報告ニ対シテハ、別ニ異議ヲ挟ム者デハナク、国定教科書仮名遣ノ問題<sup>29</sup>」について文部省の答弁を要求するという内容であった。これに対し文部省の政府委員安藤正純からは、文部省としては「未ダ国定教科書ニ採用ハ致シテ居リマセヌ」という回答がされるのみだった。そして、佐藤の質疑ののちは以下の通りに展開する。

○議長（川原茂輔君）他ニ通告ガアリマセヌカラ、本案ノ第二読会ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼ブ者アリ）

○議長（川原茂輔君）異議ナシト認メマス、本案ノ第二読会ヲ開クニ決シマシタ

○原惣兵衛君 直ニ本案ノ第二読会ヲ開キ、第三読会ヲ省略シテ委員長報告ノ通り、可決確定セラレムコトヲ望ミマス

（「賛成」ノ声起ル）

○議長（川原茂輔君）御異議ナシト認メマス、仍テ原君ノ動議ノ如ク直ニ第二読会ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

国定教科書官給法案 第二読会（確定議）

○議長（川原茂輔君）他ニ御発議ガアリマセヌカラ第三読会ヲ省略シ、委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ（拍手）

（「第56回帝国議会衆議院議事速記録第41号」『官報』号外昭和4年3月26日、1025頁）

以上の通り、第三読会を省略し、手続きに従って、法案は衆院において可決された。ただし、本項の冒頭でも述べた通り、この日は議会の最終日であったため、衆院で可決されたものの、会期切れにより、貴族院に送付されることはなく、かくして、本法案は未了

## 第 56 帝国議会（1929 年）における「国定教科書官給法案（衆法）」の審議過程

廃案となったのである。

### 3-5. その後の展開

この次の議会である第 57 帝国議会はこの年の年末、すなわち 1929（昭和 4）年 12 月の招集（常会）であった。この間に、張作霖爆殺事件の責任をとり田中義一内閣（政友会）が総辞職したことにより、民政党を基盤とする浜口雄幸内閣へと交代し、内閣の方針も緊縮財政へと変更された。そして、ただでさえ財政難が認識されていたが、10 月にはウォール街で株価が大暴落（いわゆる世界恐慌の始まり）、国内は金解禁問題からいよいよ昭和恐慌が始まるという経済局面にあった。そのため、当時としても巨額な財政出動を伴い、しかも経済危機に対して優先度が低下せざるを得ないこのような教科書無償の案件を実施するのは一層困難な状況になっていたであろうと推測される。また、先述のとおり、当の法案提出者であった樋口も 6 月 6 日に心臓麻痺で死去した<sup>30</sup>。こうした事情が重なったことも影響してか、少なくとも「日本法令索引」で検索する限り、これ以降に教科書または教科用図書名称を含む法案は帝国議会には提出されていないため<sup>31</sup>、第 56 議会での衆院可決もむなしく、以後、戦後になるまで教科書の無償化に関する法案が議会の場に現れることはなかったと考えられる。

なお、このような社会情勢に対して、教科書の無償化はなされない代わりに、教科書価格の引き下げが実施された。昭和 4 年度末の翻刻 3 社（日本書籍・東京書籍・大阪書籍）との翻刻契約更改に際し、文部省は、国定教科書共同販売所の廃止を含む供給機構の見直しを実施し、教科書価格の値下げを決定したのである<sup>32</sup>。このように、結果的には、すべての者が教科書を手にするようにするため、教科書無償化の失敗に対して、値下げを行うという手段が取られたことになる。つまり、このときにも、教科書制度の安定化を図る上で、教科書価格の低廉化が重要な要素となったのである。

## 4. 考察と課題

以上が第 56 帝国議会に提出された「国定教科書官給法案（衆法）」の顛末である。この一連の過程には

次のような特徴がある。

まず、法案自体についてはどのアクターも明確には反対していなかったという点である。特に、特別委員会の場では、他の時点には最も給付制の実施に対して抵抗する大蔵省<sup>33</sup>の政府委員として出席している山口も財政負担は大きいと努力するという趣旨の発言を行い、給付化に明確な反対は表明していない。もちろん、法案が成立しないことを見込んで適当な対応を行ったという可能性も非常に高いが、反対者が存在しない以上、議事取り扱いの状況が異なっていれば本法案が可決成立した可能性も十分に考えられる。つまり、この一連の過程は、政府提出法案優先（議院法 26 条 2 項）と会期制という政治制度（議会制度）が要因となって議員立法による政策立案が当時困難であったことを示唆する好例となっている。

そして、これは、戦前の教育行政の一つの制度的な特徴をも示唆する。ここまで見たように、当時は、勅令主義により、政府から議会に法案が提出されないだけでなく、議会から政府へ法により民意を反映した政策の実施を求めることもできなかった。つまり、勅令主義をとる教育政策の領域では、法制上は不可能ではない議員立法による政策介入の余地も、議会制度が実質的な制約となって困難であったため、結果的に、議会による立法を通じた教育行政の統制可能性は、二重に否定されていたのである。この点は、日本国憲法下の教育行政の法律主義との差異を、政治学・行政学的に評価する際に重要な指摘となる。

次に、給付制の理念に関する特徴である。結論から言えば、基本的に法案の背後にある理念は「教育の機会均等」である。ただし、提案者の樋口自身を含め審議の過程で各人の発言で用いられるその語からは、教育的な発想が読み取れ、経済的な補償以上の積極的な意味合いで使用されていた点に特徴がある。「教育の機会均等」という場合、教育基本法 4 条 3 項（現行）に定めるような経済的に困難な者に対し就学補償するという限定的な意味合いで使われることもある。実際、この当時においても、そのような救済的な給付にした方がよいという反論が考慮され、また、そのような給付は地方ですで行われていることも特別委員会での審議から読み取れる。しかし、樋口は提案理由の説明で、有産階級・無産階級といった差別を

人格の基礎のでき始める義務教育の子どもに教えるようなことがあってはならないという発言を行い、さらに、安藤文部参与官は特別委員会場で、国民教育・義務教育の立場からも望ましいとの発言もあることから判断して、このような補償論的で限定的な意味合いでの機会の均等というより、むしろ「義務教育の無償」に通じるような積極的な立場であったように考えられる。

加えて、教科書価格の低廉抑制と採択制度の安定化の実現に関わる教科書制度への認識の点についても、一連の審議過程は興味深い示唆を与える。まず、今日に比べれば、はるかに低廉抑制されていたと言える国定教科書の価格について、まだ、抑制が可能なのではないかと認識し、さらなる低廉化を希望することが表明されている。これは給付化する場合の財政負担との関連からも述べられている点ではあるが、誰もが購入すべき品であるから低廉化が必要であるという認識があったことは疑いない。実際、その後の展開の中で触れたように、文部省により教科書価格の引き下げが実行されたことに鑑みると、この当時の教科書政策においても教科書価格が重要な関心事であったことは明らかである。そして、高橋委員が低廉化への解決策として独占状態にある供給機構の自由化を唱えることへの安藤参与官の対応もまた注目される。安藤の発言からは、教科書疑獄事件の経験のために自由化には慎重な態度を取っている様子が明らかである。ここから判断すると、教科書疑獄事件の存在が日本の教科書制度の発展過程において重要な参照点になっていることが窺える。そして、この点が、戦後にも継続する文部省の、教科書市場の自由化に消極的な態度が形成された一因であると考えられる。

以上の各点が本論の分析から示唆された点であるが、ここには次のような課題が残されている。まず、この時期にこのような法案が提出された時代的背景の評価の必要性である。本論では、この法案自体しか評価していないが、例えば、この第56帝国議会では「救護法」(昭和4年法律39号)(政府提出<sup>34</sup>)が成立している。すなわち、この時期は戦前において社会保護政策が一步進んだ時期であるので、こうした社会状況の存在が教科書給付制の議論を受け入れやす

くした一因となっている可能性が示唆される。その意味で、この法案に対しては、教育政策の文脈だけに限らない多角的な評価が不可欠であると言えるだろう。第2に、特別委員会における安藤参与官の発言から、この時期、文部省には「教科書制度調査会」が設置されていたことが確認される。本稿では紙幅の都合からこれについては触れないが、この調査会に関する検討も必要だろう。第3に、本法案は提出者の樋口の存在によるところが大きいと考えられる。その点で、樋口秀雄がいかなる関心から教育政策に関与しようとしていたのかという政治家としての人物研究も要請されるだろう。本論では、これ以上踏み込むことはしないが、今後、これらの点について分析される必要があるだろう。

## 註

- <sup>1</sup> 勅令主義の問題点を原理的に批判する論文には、例えば、平原(1976)が指摘できる。
- <sup>2</sup> 請願の制度については、田中(2006)を参照せよ。
- <sup>3</sup> 本山編では、第56帝国議会は分析の対象期間から外れている。
- <sup>4</sup> 市川・林(1972)においても指摘あり。
- <sup>5</sup> 古賀・桐原・奥村(2010)にある戦前の議員立法の一覧表から。
- <sup>6</sup> 複数の法案を一括して1つの委員会に付託する場合もある。
- <sup>7</sup> 議員法27条「法律ノ議案ハ三読会ヲ経テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議院ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ可決シタルトキハ三読会ノ順序ヲ省略スルコトヲ得」
- <sup>8</sup> 帝国憲法第38条「両議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得」
- <sup>9</sup> 第1位は、第70帝国議会(1936.12.26-1937.3.31)の196件。(古賀・桐原・奥村2010:127-130)
- <sup>10</sup> 「第56回帝国議会衆議院議事速記録第35号」『官報』号外、昭和4年3月19日、812頁
- <sup>11</sup> 『講談社日本人名大辞典』2001年、1515頁。なお評伝として西野(1963:56-65)がある。
- <sup>12</sup> 衆議院・参議院編(1990)『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』大蔵省印刷局、530頁
- <sup>13</sup> 国立国会図書館「帝国議会会議録検索システム」

## 第 56 帝国議会（1929 年）における「国定教科書官給法案（衆法）」の審議過程

<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp>（最終閲覧日：2018 年 7 月 6 日）

<sup>14</sup> 古い順に列挙すると (1)「教育費国庫支弁に関する建議案委員会」(2)「中等教育教員優遇に関する建議案委員会」(以上、第 37 議会・大正 5 年)、

(3)「市町村教育費国庫補助に関する建議案外一件委員会」(第 39 議会・大正 6 年)、(4)「市町村立小学校教員隠退料及遺族扶助料法中改正法律案委員会」(5)「市町村立小学校教員俸給国庫負担法案委員会」(6)「支那人教育の施設に関する建議案委員会」(7)「東京帝国大学及京都帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律案外一件委員会」(以上、第 40 議会・大正 7 年)、(8)「帝国大学特別会計法中改正法律案外二件委員会」(第 41 議会・大正 8 年)、

(9)「学校衛生振興に関する建議案委員会」(10)「実業教育費国庫補助法中改正法律案外一件委員会」(11)「大学特別会計法案外一件委員会」(以上、第 42 議会・大正 9 年)(12)「実業教育費国庫補助法中改正法律案委員会」(第 43 議会・大正 9 年)(13)「小学校教員俸給国庫負担額増加に関する建議案外一件委員会」(第 44 議会・大正 10 年)

(14)「小学校教員俸給国庫負担額増加に関する建議案外三件委員会」(第 45 議会・大正 11 年)(15)「市町村立義務教育費国庫負担法改正法律案委員会」(第 46 議会・大正 12 年)(16)「東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律案委員会」(第 47 議会・大正 12 年)(17)「教育の機会均等に関する建議案(山榊儀重君外二名提出)委員会」(18)「国民教育の根本的革新に関する建議案(岡崎邦輔君外二十五名提出)委員会」(以上、第 50 議会・大正 14 年)、最後に(19)「国定教科書官給法案委員会」(第 56 議会・昭和 4 年)となる。(出典は前注。)

<sup>15</sup> 大正 14 年 2 月 5 日の衆院本会議日程第 15 に確認できる。「第 50 回帝国議会衆議院議事速記録第 10 号」『官報』号外、大正 14 年 2 月 6 日、1 頁)

<sup>16</sup> 「第 56 回帝国議会衆議院議事速記録第 23 号」『官報』号外、昭和 4 年 3 月 1 日

<sup>17</sup> 「第 56 回帝国議会衆議院議事速記録第 24 号」『官報』号外、昭和 4 年 3 月 3 日

<sup>18</sup> 「第 56 回帝国議会衆議院議事速記録第 24 号」『官報』号外、昭和 4 年 3 月 16 日

<sup>19</sup> 「第 56 回帝国議会貴族院議事速記録第 32 号」昭和 4 年 3 月 23 日

<sup>20</sup> 「第 56 回帝国議会衆議院議事速記録第 35 号」『官報』号外、昭和 4 年 3 月 19 日、812 頁

<sup>21</sup> 憲政一新会の一件を指すものと思われる。立憲民政党内の樋口らを含む反幹部派が対中国政策を巡って対立し、党から除名され、1928 年 9 月に憲政一新会を結成した。(『国史大辞典』吉川弘文館)

<sup>22</sup> 『第 56 回帝国議会衆議院国定教科書官給法案委員会議録(速記)第 2 回』昭和 4 年 3 月 25 日発行。なお、3 月 19 日に第 1 回衆議院国定教科書官給法案委員会が開催されているが、委員長、理事の指名のみで、法案の審議は行われていない。(『第 56 回帝国議会衆議院国定教科書官給法案委員会議録(速記)第 1 回』昭和 4 年 3 月 20 日発行)

<sup>23</sup> この日の出席委員は、矢野晋也(委員長代理理事：立憲政友会)、高橋守平(理事：立憲民政党)、藤沼庄平(立憲政友会)、山下谷次(立憲政友会)、津雲國利(立憲政友会)、倉元要一(立憲政友会)、栗原彦三郎(立憲民政党)、澤本與一(立憲民政党)、政府委員として山口義一(大蔵参与官：立憲政友会)、安藤正純(文部参与官：立憲政友会)の各名であった。

<sup>24</sup> 参与官とは、当時各省に設置された政治任用職の政務官である。

<sup>25</sup> なお、山口の発言はこれが最初で最後である。

<sup>26</sup> 「第 56 回帝国議会衆議院議事速記録第 41 号」『官報』号外、昭和 4 年 3 月 26 日、1024-1025 頁

<sup>27</sup> 「第 56 回帝国議会衆議院議事速記録第 41 号」『官報』号外、昭和 4 年 3 月 26 日、956 頁

<sup>28</sup> 委員会の修正審議を経た法案は次の通り。

## 国定教科書官給法

第一条 市町村立尋常小学校児童ニ要スル国定教科書ハ全部之ヲ官給ス

第二条 市町村組合ハ之ヲ市ト看做シ、町村組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共団体、其ノ組合又ハ小学校設置区域ハ之ヲ町村ト看做ス

市町村立尋常高等小学校ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小学校ト看做ス附則

本法ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

これに、希望条項が付された。

<sup>29</sup> 発言者は大正13(1924)年12月24日に文部省臨時国語調査会において可決された「国語仮名遣改定案」が、「頗ル当ヲ得テ居ラ」ず「学ブノニ手間ガ取レル、習フノニムツカシイ、誤ナク之ヲ使フコトガ出来ナイ」といった理由で「日本ノ国ニ於ヒテ昔カラ使ヒ来ツタ所ノ使ヒ方ヲ歴史的ニ尊重スルコトナク、又国語ノ語格、文章ノ語格ヲ破壊シテマデ」改定案が可決されたと批判している。なお、議事録では、この「仮名遣改訂案(議事録原文のママ)ガ可決サレタ」という部分の発言に対して「(「本案ニ関係ナイ」ト呼フ者アリ)」と野次があったことが記録されている。(「第56回帝国議会衆議院議事速記録第41号」『官報』号外昭和4年3月26日、1024頁)

なお、「国語仮名遣改定案」は文化庁のサイト中「国語施策沿革資料I(昭和55年3月31日)仮名遣い資料集(諸案集成)」で閲覧できる。  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/pdf/01\\_068.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/sisaku/enkaku/pdf/01_068.pdf) (最終閲覧日:2018年6月28日)

<sup>30</sup> 『東京朝日新聞』1929年6月7日夕刊、2頁。

<sup>31</sup> 国立国会図書館「日本法令索引」  
<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/searchBill.do> (最終閲覧日:2018年3月1日)

<sup>32</sup> このときの制度改革では、供給・販売を独占していた国定教科書共同販売所が解散され、発行3社が供給販売をも担うことが決められた。具体的には、昭和5(1930)年5月17日に昭和5年文部省告示158号により、小学校教科用図書翻刻発行ニ関スル規程が改正され、国定教科書共同販売所は廃止となり、発行3社が供給を担うことになった。そして、同年6月30日文部省告示175号により、発行社の供給区域が指定された(『明治以降教育制度発達史』第4巻:749-753頁)。

<sup>33</sup> 大蔵省は、戦後の全面的な給付制の実現に反対する重要なアクターとして立ち現れてくる。

<sup>34</sup> 昭和4年3月14日に提出され、3月16日に衆議院本会議で第一読会が開催、18日に委員会を通過し、同日衆議院本会議で可決、3月23日には参議院本会議で可決・成立となる。(国立国会図書館「日本法令索引」  
<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewShingi.do?i=005612091> による。最終閲覧日:2018年6月29日)

## 参考文献

- 石田雅春(2008)「中央教育審議会と教科書問題—教科書制度の改善に関する答申」の形成過程を中心に」『広島大学文書館紀要』第10号、41-60頁
- 大島隆太郎(2018a)「教科書制度の経済的メカニズムに関する理論的考察—ゲーム理論に基づく教科書所有と費用負担をめぐる比較制度分析—」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』38号、1-18頁
- (2018b)「義務教育教科書の広域採択制の法定化をめぐる政策決定過程の分析—昭和30年中央教育審議会への諮問に至る状況と審議過程に着目して—」『日本教育行政学会年報』44号、88-103頁
- 大山英久(2005)「帝国議会の運営と会議録をめぐる」『レファレンス』2005年5月号、32-50頁
- 長田三男(1972)「義務教育教科書無償制度確立の経緯」『流通経済論集』流通経済大学、7巻3号、81-96頁
- 梶山雅史(1981)「第二章 教科書国定化をめぐる」本山幸彦編『帝国議会と教育政策』思文閣出版、115-164頁
- (1988)『近代日本教科書史研究』ミネルヴァ書房
- 古賀豪・桐原康栄・奥村牧人(2010)「帝国議会および国会の立法統計統計—法案提出件数・成立件数・新規制定の議員立法」『レファレンス』2010年11月号、117-155頁
- 田中嘉彦(2006)「請願制度の今日的意義と改革動向」『レファレンス』2006年6月号、66-83頁
- (2010)「帝国議会の貴族院—大日本帝国憲法下の二院制の構造と機能」『レファレンス』2010年11月号、47-73頁
- 平原春好(1976)「戦前日本の教育行政における命令主義について:教育規定および教育行政組織規定の命令主義」『東京大学教育学部紀要』第9巻、91-118頁
- 村瀬信一(2015)『帝国議会(戦前民主主義)の五十七年』講談社

## 第 56 帝国議会（1929 年）における「国定教科書官給法案（衆法）」の審議過程

本山幸彦編（1981）『帝国議会と教育政策』思文閣出版

西野泰子（1963）「近代文学研究資料第二六八篇 樋口竜峡評伝」『学苑』昭和女子大学光葉会、285 号（1963 年 9 月号）、56-65 頁